



発行 東京都

目 次

25

規 則

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(総務局人事部職員支援課)…一
- 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……(同)…一
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(総務局人事部制度企画課)…五
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(同)…六
- 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……(同)…七
- 職員の在宅勤務等手当に関する規則……(同)…九
- 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……(同)…八
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……(同)…九
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用するための規則……(総務局行政部振興企画課)…一
- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則……(財務局経理部総務課)…一
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……(同)…二
- 東京都自動車の管理等に関する規則の一部を改正する規則……(同)…二
- 東京都予算事務規則の一部を改正する規則……(財務局主計部財政課)…二
- 東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則……(同)…二

規 則

- 東京都公有財産規則の一部を改正する規則……(財務局財産運用部総合調整課)…二
- 東京都電子署名規則の一部を改正する規則……(デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル手続推進課)…三
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

◎東京都規則第二十六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の二第五項第一号中「三歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第二十二条の三の見出しを「(子どもの看護等休暇)」に改め、同条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に、「ため又は」を「ため、」に改め、「受けさせるため」の下に「、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため」を加え、同条第二項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第二十六条第一項中「七月一日から九月三十日まで(条例第三条第二項に定める職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要がある職員については、六月一日から十月三十一日まで)」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

第二十六条の二第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の二第三項中「規定する育児時間」の下に「、次条に規定する子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の下に「、子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の一条

(子育て部分休暇)
を加える。

- 第二十七条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。
- 2 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 子育て部分休暇の請求は、別記第七号様式により行うものとする。
- 4 任命権者は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。
- 5 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を承認している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合には、その効力を失う。
- 6 任命権者は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。
- 一 子育て部分休暇を承認されている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたとき。
- 二 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- 三 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- 7 子育て部分休暇を承認されている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
- 一 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- 二 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなつた場合
- 三 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合
- 8 前項の規定による届出は、別記第八号様式により行うものとする。

9 第四項の規定は、第七項の届出について適用する。

第二十八条の二中「第十七条の二」を「第十七条の三」に改める。

別記第六号様式(表中「規定する部分休業又は」を「規定する部分休業、」に改め、「規定する育児時間」の次に「又は同規則第27条の3に規定する子育て部分休暇」を加え、「又は育児時間」を、「育児時間又は子育て部分休暇」に改め、同様式の次に次二様式を加える。

第7号様式(第27条の3関係)(表)

(裏)

(三)

三

(任命権者)									
		提出年月日		年		月		日	
		殿 所		所 属					
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。									
1 請求に係る子 姓 純 名 柄	氏名				氏名				
	生年月日				年 月 日生				
2 請求期間 年月日から年月日まで	期 間			時 間					
	年	月	日から 日まで	□	毎 日	午前	時 分から	時 分まで	
			(その他	午後	時 分から	時 分まで		
)						
3 備 考	年	月	日から 日まで	□	毎 日	午前	時 分から	時 分まで	
				(その他	午後	時 分から	時 分まで	

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。
 3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。
 4 該当する□には、レ印を記入すること。

(注) 1 請求に当たつては、母子健康新帳、住民票等を提示すること。
2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3、備考」欄に記入すること。
3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行つた場合は、その旨を裏面に記入すること。
4 該当する□には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第8号様式(第27条の3関係)

(承認権者)

年 月 日
所 属
氏 名

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

2 ノの規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第七条の二の二(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四号)第十条において準用する場合を含む。)に規定する超過勤務の免除、改正後の規則第二十二条の三に規定する子どもの看護等休暇及び改正後の規則第二十七条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、ノの規則の施行の日前においても行うことができる。

3 ノの規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十七号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条及び第二十一条(見出しを含む。)中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条中「及び第二十八条」を「、第二十八条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

(子育て部分休暇)

第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。ノの場

(日本産業規格A4用紙)

(注)該当する□にはレ印を記入すること。

1 届出の事由
年 月 日

- 子育て部分休暇に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)。
- 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。
- 同居しなくなった。 負傷・疾病
- その他()
- その他()

2 届出の事由が発生した日

- その他の

附 則

合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中

「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期が決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十一条 任命権者が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第三十六条 介護についての申出があつた場合における措置等については、条例第十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十七条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十七条の五の規定を準用する。

（扶養親族に係る届出）

第四条の三 新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第五条第一項中「条例第十二条第一項」を「前条第一項」に改め、「とする。」の下に「前条第二項に規定する場合においても、同様とする。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第五条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（任命権者が定める職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

◎東京都規則第二十八条号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（行政職給料表）の四級の職員に相当する職員

第四条の二 条例第十条第三項第二号に規定する東京都規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公安職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級又は七級である職員

合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で任命権者が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第四条の三第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第六条第一項中「条例第十一条」を「第四条の二」に改める。

第十二条第一項第三号を次のように改める。

三 在宅勤務等手当

第十二条第二項第一号中「十八」を「十九」に改める。

別記様式第二号表中「職員の給与に関する条例第11条」を「職員の給与に関する条例施行規則第4条の3」に改め、同様式裏中「婚姻」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(令和七年改正条例附則第二条の規定が適用される間の読み替え)

2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則第四条の二、第四条の三、第五条及び第五条の二の規定の適用については、同規則第四条の二中「条例」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第四号)附則第二条の規定により読み替えられた条例(以下「読み替え後の条例」という。)」と、第四条の三、第五条及び第五条の二中「条例」とあるのは「読み替え後の条例」とする。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則(経過措置)

記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(職員の給与に関する条例第十条第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則の廃止)

4 職員の給与に関する条例第十条第三項第一号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則(平成二十九年東京都規則第十一号)は、廃止する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

◎東京都規則第二十九号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「(3)」の下に「及び(9)」を加える。

附則第六項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

別表5の部(3)の項中「千三百円」を「千五百円」に改め、同部(8)の項の次に次のように加える。

(9) 食肉衛生検査所に所属する一般技能職員が、と畜検査業務に日額 九百円

従事したとき

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第三十号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年東京都規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十条第二項第一号」を「第十二条の三第一項第二号」に改める。

第五条第一号を削り、同条第二号中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」を「条例第十二条の二第一項に規定する異動等（以下この条において「異動等」という。）」に、「異動又は公署の移転」を「異動等」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」及び「異動又は公署の移転」を「異動等」に改め、同条中第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第五条の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者についても適用する。

（職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

職員の在宅勤務等手当に関する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

● 東京都規則第三十一号

職員の在宅勤務等手当に関する規則

東京都知事 小池百合子

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第三十一号

職員の在宅勤務等手当に関する規則

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「条例」という。）第十二条の三の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（在宅勤務等の場所）

第二条 条例第十二条の三第一項の東京都規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 職員が介護を行う要介護者の自宅
- 二 前号に掲げる場所に準ずる場所として所属長が認めるもの

（正規の勤務時間から除かれる時間）

第三条 条例第十二条の三第一項の東京都規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第十条の四第一項に規定する超勤代休時間又は条例第十四条第一項に規定する休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

（一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第四条 条例第十二条の三第一項の東京都規則で定める期間は、三箇月とする。

（確認）

第五条 所属長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例

第十二条の三第一項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 所属長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給方法等）

第六条 在宅勤務等手当の支給については、次項から第四項までに定める場合を除き、給料支給の例による。

2 月の初日において、条例第十九条の二に規定する職員その他の在宅勤務等手当を支給できない場合に該当する職員には、その月の在宅勤務等手当を支給しない。

3 在宅勤務等手当の額は、条例第八条の規定により給料額が日割りによつて計算される場合においても、日割りによつて計算しない。

4 職員が所属長を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日における職員の所属長において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第七条 職員が新たに条例第十二条の三第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する東京都規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなつたと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなつたと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(委任)

第八条 この規則の実施に關し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日
職員の管理職員特別勤務手当に關する規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十二号

職員の管理職員特別勤務手当に關する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に關する規則(平成三年東京都規則第四百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十八条の三第三項第一号」を「第十八条の三第三項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第二項を削り、同条第一項中「第十八条の三第三項第一号」を「第十八条の三第三項第二号イ」に改め、同項に次の二号を加える。

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給、六号給若しくは七号給又は任期付職員採用条例第四条第三項の規定による給料月額 六千円

ロ 三号給又は四号給 五千円

ハ 一号給又は二号給 四千円

四 任期付研究員採用条例第四条第一号の規定により採用された職員については、任期付研究員採用条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給若しくは六号給又は任期付研究員採用条例第七条第四項の規定による給料月額 六千円

ロ 三号給又は四号給 五千円

ハ 一号給又は二号給 四千円

第三条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

条例第十八条の三第三項第一号の東京都規則で定める額は、次に定める額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)以外の職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に応じて同条並びに給料の特別調整額に關する規程(昭和三十二年東京都訓令甲第十号。以下「特別調整額規程」という。)及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万二千円
ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 一万円

ハ 区分十 八千円

ニ 区分十一 五千円

ホ 区分十二 四千円

二 定年前再任用短時間勤務職員で条例第九条の二第一項の規定に基づき指定するものについては、その占める職に応じて同条並びに特別調整額規程及びこれに類する規程の規定により定められた給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分一、区分二、区分三、区分四又は区分五 一万一千円

ロ 区分六、区分七、区分八又は区分九 九千円

ハ 区分十 七千円

ニ 区分十一 四千円

ホ 区分十二 三千円

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料額

に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給、六号給若しくは七号給又は任期付職員採用条例第四条第三項の規定による給料月額 一万二千円

ロ 三号給又は四号給 一万円

ハ 一号給又は二号給 八千円

四 任期付研究員採用条例第四条第一号の規定により採用された職員については、任期付研究員採用条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料

月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 五号給若しくは六号給又は任期付研究員採用条例第七条第四項の規定による給料

月額 一万二千円

ロ 三号給又は四号給 一万円

ハ 一号給又は二号給 八千円

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第十八条の三第二項の規定による管理職員特別勤務

手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

二 条例第十八条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

附則第二項中「第二条第二項第一号及び第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号及び第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

◎東京都規則第三十三号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第四項第三号中「部分休業」の下に「及び勤務時間条例第十七条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万七百八十」を「一万分の一万三百四十」に、「一万分の一万四千六百九十九」を「一万分の一万四千九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万五千」を「一万分の二万四千五百」に改め、同項第九号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千百七十五」に、「一万分の七千」を「一万分の六千五百」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千七・五」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「一万分の五千七百二十」を「一万分の五千五百」に、「一万分の七千七百九十九」を「一万分

の七千四百九十九」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前四号」を「前各号」に、「一万分の一万一千二十五」を「一万分の九千七百五十二・五」に、「一万分の一万七千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「一万分の一万九百二・五」を「一万分の九千六百三十五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千五百」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第一百六十一号)

第四条第一項の給料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

第三条の四第二項中「第三号まで、第六号又は第七号」を「第四号まで、第七号又は第八号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第四号、第五号、第八号又は第九号」を「第五号、第六号、第九号又は第十号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第一介護時間に相当する休暇の項の次に次のように加える。

子育て部分休暇に相当する休暇	子育て部分休暇
----------------	---------

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十四号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則の一部を定め

る条例施行規則の一部を改正する規則

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則(平成十九年東京都規則第二百号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

27 条例別表第一の二十七の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 育児用品等の提供の原因となる者の氏名、生年月日及び住所の確認

二 育児用品等の提供に係る請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

三 育児用品等の提供を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十五号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

第五十六条第一項中「(一連の調達契約に係る入札の公告を当該入札の二十四日前から三十九日前までの間のいずれかの期日までに行うこと)を示した場合には、当該その後の契約については、その示した期日まで」を削る。

第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外

の契約に係る指名競争入札については、二十四日前まで」を削る。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都契約事務規則第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条第一項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十六号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加え、同条第二号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

建設事務所

別表建設局の部東京都江東治水事務所 の項中 「東京都江東治水事務所

東京都土木技術支援・人材育成センター の項中 「東京都土木技術支援

・人材育成センター」を「東京都江東治水事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都自動車の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十七号

東京都自動車の管理等に関する規則の一部を改正する規則

東京都自動車の管理等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「低公害車」を「低公害・低燃費車」に改める。

第九条第一項第二号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十八号

東京都予算事務規則の一部を改正する規則

東京都予算事務規則（昭和四十年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加え、同項第二号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

●東京都規則第三十九号

東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加え、同条第二号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十日

◎東京都規則第四十号

東京都公有財産規則の一部を改正する規則

する。

「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を、同条第二号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加える。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都電子署名規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都知事 小池百合子

令和七年三月三十一日

◎東京都規則第四十一号

東京都電子署名規則の一部を改正する規則

る。
東京都電子署名規則（令和四年東京都規則第一百六十六号）の一
部を次のよう改正す

第二条第八号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加え、同条第九号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加える。

第六条第一項中「デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル手続推進課長」を「デジタルサービス局DX協働事業部デジタル手続推進課長」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都知事 小池百合子

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号163-8001
東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
郵便番号101-0051
東京行發